附　則

第四条第一項第一号イ及び第三号、第五条第三号、第十六条第二項第七号、第三十八条第一項第二号、第四十二条第一項第二号、第五十二条第二項第一号、第五十三条第一項第二号、第五十五条第七項第一号及び第二号、第五十七条第四項第一号及び第二号、第六十一条第一項、第六十五条第一項並びに附則第十条（新設）の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則（規則第百五十六号）中一部改正公告

日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則（規則第百五十六号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年三月十四日　日本弁護士連合会

日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則（規則第百五十六号）

中一部改正

日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則（規則第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項第一号及び第五条第四項第一号中「指導担当弁護士が」の下に「確保されて」を加える。

附　則

第三条第七項第一号及び第五条第四項第一号の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

福祉厚生規則（規則第百二十四号）中一部改正公告

福祉厚生規則（規則第百二十四号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年三月十四日　日本弁護士連合会

福祉厚生規則（規則第百二十四号）中一部改正

福祉厚生規則（規則第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は」を「若しくは」に、「弁護士法第十一条の規定に基づき弁護士登録を取り消したとき」を「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十一条の規定により登録取消しの請求をし、又は同法第七条第四号に該当し、同法第十七条第一号又は第二号の規定により登録を取り消されたとき」に改める。

附　則

第四条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　岡山弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　岡本　　哲
　登録番号　22053
　事 務 所　岡山県岡山市北区番町２－３－２
　　浦上ビル３階
　　岡本法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年３月11日

平成 25 年３月 26 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　岡山弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　菊池　捷男
　登録番号　12015
　事 務 所　岡山県岡山市北区南方１－８－14
　　菊池綜合法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年３月11日

平成 25 年３月 26 日　　日本弁護士連合会

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録した者及び登録を取消した者を次のとおり公告する。

平成 25 年４月 12 日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登　　録〉登録日・登録番号・氏名

平成25年３月１日付

東京7772	森谷　幸隆	神奈川2958	岡田　和也
埼玉2528	山本　将司	千葉2125	岩瀬　洋一
千葉2126	佐々木基之	栃木 907	佐藤　秀寿
山梨 394	小野　千秋	長野2575	西澤　剛彦
新潟2189	髙見　礼央	新潟2190	小林　　充
大阪3186	水野　祐介	京都 851	美濃　智広
京都 852	清水　　稔	兵庫2413	細見　浩夫
兵庫2414	川畑　秀哲	愛知2828	後藤　裕史
岐阜1244	田中　大輔	岐阜1245	津山　武工
石川 651	楠　　享士	岡山1366	芳賀　　仁
大分 821	久根田繁幸	鹿児島1049	前村　賢二
鹿児島1050	福永　新作	山形1225	阿部　和宏
香川 701	池田　武史		

平成25年３月11日付

東京7773	長岡　　睦	埼玉2529	山田　健之
埼玉2530	飯田　　悟	千葉2127	中平　博之
群馬1014	岡田　高幸	群馬1015	野村　伸介
静岡1741	福本　欣正	静岡1742	海福　篤
大阪3187	康永　相範	兵庫2415	天野　泰志
富山 501	柳澤　俊哉	富山 502	福山　勝年
佐賀 547	飯盛　　誠	青森 759	前川　　智
青森 760	上明戸　茂	札幌1173	小西　英樹
高知 661	松坂　諭志		

平成25年３月21日付

東京7774	木内　　聡	埼玉2531	杉山　和久
千葉2128	関　　哲也	茨城1432	藤井　一正
新潟2191	星野　泰幸	京都 853	南　　陽介
京都 854	森岡　真史	三重 875	廣森　貫氏
岡山1367	林　　直樹	岡山1368	守安　崇雄
岡山1369	黒川　好宏	福岡2221	原　　和義

〈登録の取消し〉登録取消日・登録番号・氏名

平成24年５月23日付		東京 997	熊原　健二
平成24年10月13日付		東京4586	平松　　正
平成24年12月21日付		沖縄 61	糸洲　正二
平成25年１月13日付			
神奈川1850	小林　　浩	埼玉1517	土屋　　勉
平成25年２月８日付		群馬 333	冨永　秀治
平成25年２月13日付		愛知1245	藤原　顯整
平成25年２月15日付		奈良 400	山本　増博
平成25年３月１日付			
東京3642	鈴木　義一	長野2245	髙山　明良
福島 703	樫村　勝司	岩手1091	服部　公司

平成25年３月11日付

東京4664	矢島　一則	東京7727	柳井　英隆
千葉1262	野口　健一	静岡1040	志賀　　隆
長野2497	上嶋　悦生	大阪1752	竹野　昭徳
岐阜 685	記野　正充	鳥取 204	田中　節夫
福岡2146	山田　重康	佐賀 465	坂井　政治
宮崎 454	柏田　芳美	宮崎 460	佐土原賤夫
宮崎 527	木原　雅夫	福島 963	加藤　友雄

平成25年３月21日付

埼玉 709	井上　晃一	千葉1338	星　　又一
新潟1893	和田　太次	新潟2128	渡邉　康宏
愛知1481	石原　実義	愛知2500	山口剛一郎
愛知2634	杉崎　和人		

解散命令公告

岐阜県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 25 年４月 12 日

岐阜県知事　古田　　肇

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

岐阜県振興産業協同組合

岐阜県加茂郡川辺町上川辺495番地

教示

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

2　この処分に不服があるときは、上記１の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記１の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければならないこととされています。